

県立北山高等学校

「いじめ防止基本方針」

～いじめのない居心地の良い学校づくりにむけて～



北山高校いじめ防止委員会
平成30年6月14日（改訂）

北山高等学校「いじめ防止基本方針」

I いじめの定義及びいじめについての考え方

1. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの認知と対応についての考え方

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- ② いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり「心身の苦痛を感じているもの」が全ていじめと認知されるものとは限らないことに留意する。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- ④ いじめられた生徒の立場に立つて「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- ⑤ いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- ⑥ 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。その目安等については別資料に例示する。

II いじめ未然防止対策

1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

- ① 授業の充実
(分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)
- ② HR 活動の充実
(朝の SHR 等における行動観察・アンケート (セラプラス等) を活用し、生徒理解に努める)
- ③ 規範意識の醸成
(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める)
- ④ 情報モラル教育の充実
(ネットの活用モラル等の高揚を図る)
- ⑤ 人権意識の高揚
(いじめは人権侵害であるという意識を高める)
- ⑥ 部活動の更なる活性化
(集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)
- ⑦ 教師の体罰禁止の徹底
(教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の範となる)

2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- ① 新入生歓迎球技大会、遠足、北山祭、送別球技大会等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- ② 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ③ 交通安全講話、薬物乱用防止教室等において命の大切さを学ぶ。
- ④ 性・エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

III いじめ等の早期発見

1. 各種アンケートによる実態把握

- ① 学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
 - セラプラスアンケート (4月)
 - いじめに関するアンケート (12月)
 - 学校評価生徒アンケート (2月)

②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等

- 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
- 生活実態調査

③臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等

- いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

2. 日常における教職員の生徒観察

- ① 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。

3. 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ P T A 総会、三者面談、学級 P T A、学校メール、ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

IV いじめ等への迅速対応

1. 被害者のケア

- ① 教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- ② 気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

2. 加害者の特定及び指導

- ① 生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- ② 「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
- ③ 加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。
- ④ 暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定

に従い、指導することができる。

- ⑤暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。

V いじめの再発防止対策

1. 外部関係機関との連携・相談を心がける。

- ①地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ②地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

2. 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する。

- ①被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ②拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。

VI 校内における委員会(組織)

本校は、「いじめ防止対策推進法」第22条により、【いじめ防止委員会】を設置する。委員会の構成員は、校長(委員長)・教頭(副委員長)・教務主任・教育相談担当・養護教諭・各学年担当とする。

なお、必要に応じて関係機関の専門家に参加を依頼する。

1. 【いじめ防止委員会】の役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめの未然防止
- ③いじめへの対応
- ④教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤年間計画の企画と実施
- ⑥年間計画進捗のチェック
- ⑦各取組の有効性の検証
- ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し

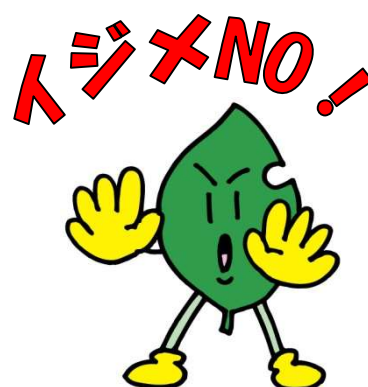
2. いじめ防止年間計画

いじめを防止するために、年間を通して以下の内容を実施する。

①定期的なアンケートの実施	→ いじめの早期発見
②生徒への講演会	→ 生徒の人権意識の育成
③職員研修	→ 職員のいじめに気づく洞察力の育成
④学校行事	→ 生徒のコミュニケーション能力の育成
⑤三者面談・学級PTA・PTA総会	→ 保護者といじめに関する情報交換

【年間計画】

月	行 事	備 考
4月	学級PTA・新入生歓迎球技大会・職員研修・セラプラスアンケート	①③④⑤
5月	遠足・三者面談・PTA総会	④⑤
6月	平和学習・拡大学年会	②③
7月	学級PTA・交通安全講話	②⑤
8月	職員研修	③
9月	北山祭	④
10月	薬物乱用防止教室・拡大学年会	②③
11月	性・エイズ講演会	②
12月	校内ロードレース いじめに関するアンケート	①④
1月	学校評価生徒・保護者アンケート	①⑤
2月	送別球技大会・ダンス発表会	④
3月	次年度年間計画の検討	



Ⅶ 重大事態が発生した場合の対処

1 重大事態とは

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

<重大事態の意味について>

生命、心身又は財産に重大な被害の例

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

相当の期間の目安

- 年間30日

※「いじめ防止対策推進法第28条（平成25年6月28日）

※「いじめ防止等の基本的な方針」文部科学大臣決定（平成29年3月14日）

2 重大事態発生時の対処

(1) 学校が調査主体の場合（県教育委員会からの指導・助言）

①重大事態の調査委員会を設置

組織は、校内の教職員に加え、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成（例：いじめ対策委員会（校内委員会＋外部委員会）

②事実関係を明確にするための調査を実施

③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を提供

④調査結果を県教育委員会に報告

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 県教育委員会が調査主体の場合

①県教育委員会の指示のもと、資料の提出等への調査協力

いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段 階	態 様	学校の対応
<p>PHASE IV (末期段階)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深刻な被害 ・ 被害者に事件化の意志有り 	<p>③ 身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。</p> <p>② 執拗な金銭の強要等がある。</p> <p>① 治療を要するケガを負わされる。</p> <p>等</p>	警察へ「通報」
<p>PHASE III (中期・後半期)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導が困難 	<p>④ 恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。</p> <p>③ 断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。</p> <p>② PHASE IやIIの段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。</p> <p>① 明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。</p> <p>等</p>	警察へ「相談・通報」
<p>PHASE II (中期・前半期)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害のエスカレート ・ 手口の多様化 	<p>⑤ 「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。</p> <p>④ (軽い) ケガを負わされる。</p> <p>③ 窃盗を強要 (万引きの見張り役等も含む) される。</p> <p>② 被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。</p> <p>① 仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。</p> <p>等</p>	校内規定に準じ、指導・支援を行う
<p>PHASE I (初期段階)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微ないじめ 	<p>⑧ 写真をネットに勝手に掲載される。</p> <p>⑦ 言葉やネット上でのからかいを受ける。</p> <p>⑤ 物をぶつけられる。 ⑥ いじられ役になる。</p> <p>④ 物を借りて返さない。</p> <p>② 軽くぶたれる。 ③ ケンカを強要される。</p> <p>① プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。</p> <p>等</p>	

学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input checked="" type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い <input checked="" type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input checked="" type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人に残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input checked="" type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input checked="" type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input checked="" type="checkbox"/> 反抗的態度が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input checked="" type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input checked="" type="checkbox"/> 目立つ服装をしってくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input checked="" type="checkbox"/> 校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

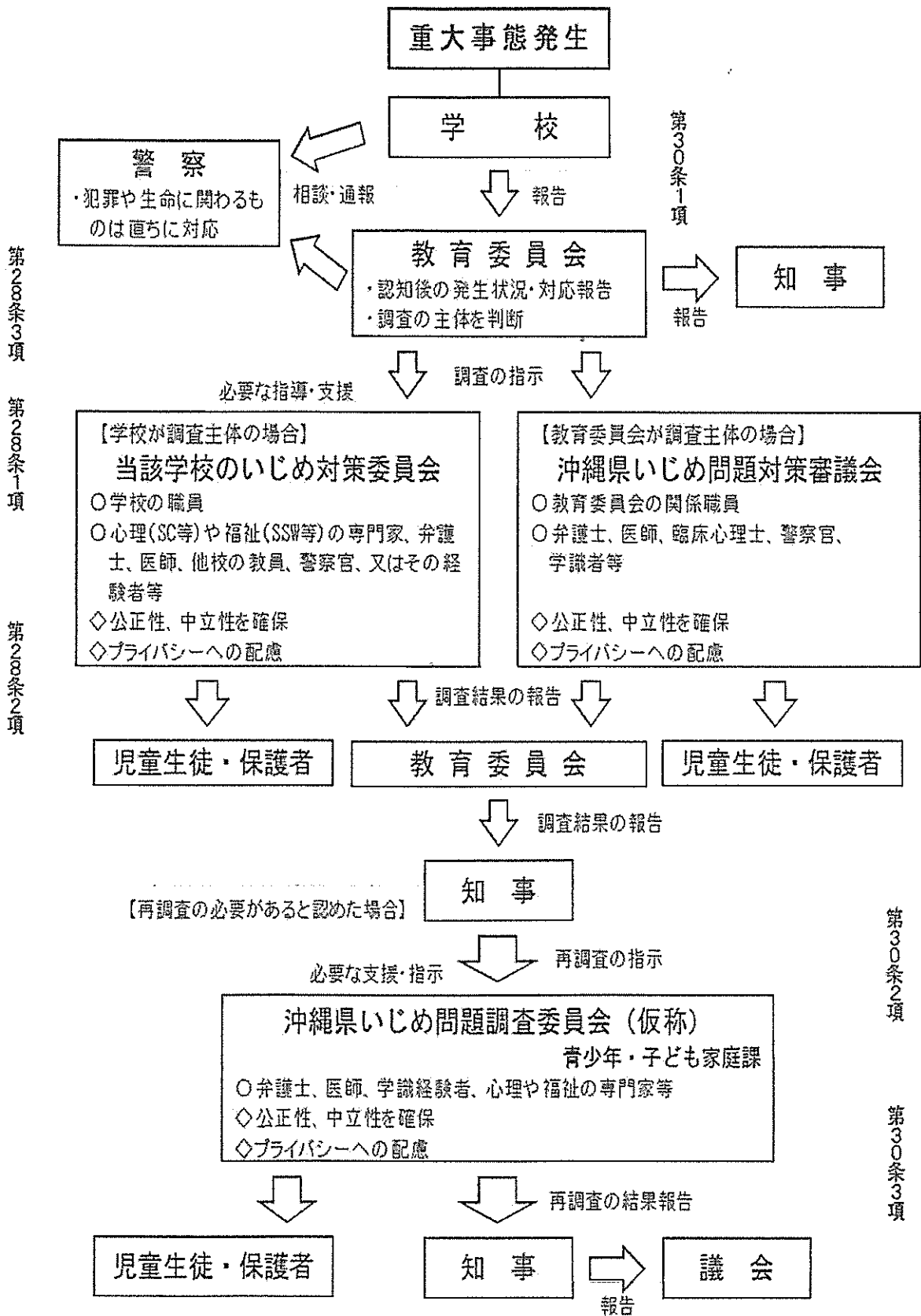
日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談係に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

- 学校の電話番号 : 0980 (56) 2401
- 学校のFAX番号 : 0980 (56) 3726
- 学校メール : pta@hokuzan-h.open.ed.jp

1.3 いじめ重大事態の発生時の対応

【県立学校】



1.4 不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

平成28年3月11日付け27文科初第1576号で、文部科学省初等中等教育局長から「不登校重大事態に係る調査の指針について」通知がでました。今後、不登校重大事態の対応については、下記のとおりとなります。

（参考資料）

